

令和8年度青森市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、木造住宅の耐震診断の結果を受けて、耐震改修工事又は建替工事を実施する者に対し、予算の範囲内において、木造住宅耐震改修補助事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、住宅の地震に対する安全性に関する知識の普及・向上を図るとともに木造住宅の耐震改修を促進し、もって災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 次のいずれかの方法に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
 - ア 一般社団法人青森県建築士事務所協会が発行した2015年改訂青森県木造住宅耐震診断シートマニュアルに掲載されている耐震診断による方法
 - イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添指針第1第1号の規定による方法
 - ウ 一般財団法人日本建築防災協会が発行した木造住宅の耐震診断と補強方法又は一般社団法人青森県建築士事務所協会が発行した青森県木造住宅耐震診断マニュアルに掲載されている耐震診断による方法
- (2) 簡易耐震診断 次のいずれかの方法に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
 - ア 一般財団法人日本建築防災協会が編集した誰でもできるわが家の耐震診断による方法
 - イ 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票（令和6年1月30日付け国住市第40号国土交通省住宅局市街地建築課長通知別添）による方法
- (3) 耐震改修 耐震診断により上部構造評点が1.0未満と診断された住宅を、同評点が1.0以上とし、2015年改訂青森県木造住宅耐震診断シートマニュアルに掲載されている耐震補強法に基づき、地震に対して安全な構造とするため行う補強等のことをいう。
- (4) 耐震技術者 青森県が作成する青森県木造住宅耐震診断員名簿に記載された者をいう。
- (5) 耐震改修計画 第3号に規定する補強を行う計画であって、耐震技術者の設計に係るものをいう。
- (6) 耐震改修工事 第3号に規定する補強を行う工事及び補強に伴い影響する範囲の改修工事であって、耐震技術者の設計及び工事監理に係るものをいう。
- (7) 建築士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。
- (8) 設計図書 建築士法第2条第6項に規定する設計図書をいう。
- (9) 建替工事 耐震診断により上部構造評点が1.0未満と診断された住宅、第2号アに掲げる方法により評点の合計が7以下と診断された住宅又は同号イに掲げる方法により倒壊の危険性があると判断された住宅を除却し、これらの住宅が存する敷地を含む敷地に、建築士の設計及び工事監理により新たな戸建住宅（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条

第1項に規定する土砂災害特別警戒区域外に存し、かつ、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅に限る。）を新築する工事をいう。

- (10) 所有者 市内に存する木造住宅を所有する者をいう。
- (11) 居住者 市に住民登録をし、市内に存する木造住宅に現に居住している者で、当該住宅の所有者の二親等以内の親族であるものをいう。

（補助対象住宅）

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、市内に存し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 平成12年5月31日以前に建築（着工）され、かつ、同年6月以降に増改築されていない住宅であること。
- (2) 在来軸組構法又は伝統的構法によって建築された木造住宅であること。
- (3) 居住者の居住の用に供されている一戸建て専用住宅又は併用住宅（延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供し、かつ、その他の用に供する部分の床面積が50㎡以下であるものに限る。）であって、地上階数が2以下のものであること。
- (4) この要綱に基づく補助を受けていない住宅であること。
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に違反していない住宅又は耐震改修工事若しくは建替工事の施工に伴い建築基準法の違反が是正される住宅であること。
- (6) その所有者及び居住者が市税を滞納していないこと。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象住宅の所有者又は居住者で、第7条第1項の施工業者を利用して次条に定める補助の対象となる工事を実施するものとする。ただし、次に掲げる規定による補助金又は助成金の交付を受けている者は、補助対象者とししない。

- (1) 本要綱
- (2) 平成24年度元気都市あおもり住宅リフォーム助成金交付要綱（平成24年4月1日実施）
- (3) 平成23年度元気都市あおもり住宅リフォーム助成金交付要綱（平成23年4月1日実施）
- (4) 平成25年度青森市安全安心住宅リフォーム促進支援事業費補助金交付要綱（平成25年4月1日実施）
- (5) 平成24年度青森市安全安心住宅リフォーム促進支援事業費補助金交付要綱（平成24年4月1日実施）
- (6) 平成23年度青森県安全安心住宅リフォーム促進支援事業費補助金交付要綱（平成23年5月23日実施）

（補助対象工事）

第5条 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、耐震技術者が耐震改修計画を作成し、かつ、当該計画に従い工事監理を行う耐震改修工事又は建築士が設計し、かつ、設計図書に従い工事監理を行う建替工事とする。ただし、次に掲げる工事は補助対象とししない。

- (1) 補助金の交付決定前に着手した工事
- (2) 耐震改修工事に併せて行う増築工事、リフォーム工事及び外構工事

- (3) 建替工事に併せて行う既存住宅の除却工事及び外構工事
- (4) 本市又は国の他の制度に基づく補助金等の交付を受けた工事又は受ける予定の工事

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費とし、補助金の額は、補助対象経費に100分の23を乗じて得た額以内の額又は1,172,000円のいずれか低い額（その額に千円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 耐震改修工事 耐震改修工事に要する工事費、設計費及び工事監理費並びに耐震改修審査委員会審査手数料等
- (2) 建替工事 建替工事に要する工事費、設計費及び工事監理費並びに建築確認申請手数料等

(施工業者)

第7条 施工業者は、第三者に対し、工事の全部の施工を委託し、又は請け負わせてはならない。

2 施工業者は、適切かつ適法に工事を行わなければならない。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助対象者は、青森市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者が所有者であって、かつ、居住者である場合 運転免許証、旅券、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードその他の所有者の氏名及び住所が確認できる書類（以下「本人確認書類」という。）
- (2) 申請者が所有者であって、居住者ではない場合及び申請者が居住者であって所有者ではない場合 所有者及び居住者に係る本人確認書類並びに所有者と居住者との親族関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本
- (3) 補助対象住宅の所有者が申請者以外にもいる場合にあつては、工事同意書（様式第2号）
- (4) 代理申請の場合にあつては、委任状（様式第3号）
- (5) 各種公的支給や補助申請に関する申出書（様式第4号）
- (6) 耐震診断結果報告書の写し（次号に掲げる書類を提出する場合を除く。）
- (7) 誰でもできるわが家の耐震診断に係る耐震診断結果問診表又は旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票の写し（簡易耐震診断の結果に基づく建替工事の場合に限る。）
- (8) 2015年改訂青森県木造住宅耐震診断シートマニュアルに掲載されている青森県木造住宅耐震補強シート（2015年改訂）（耐震改修工事の場合に限る）
- (9) 建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項に規定する確認済証の写し（建替工事の場合に限る。）
- (10) 固定資産税納税通知書及び固定資産税課税明細書又は建物登記全部事項証明書の写し等住宅の所有者を確認できる書類
- (11) 市税に係る納税証明書若しくは完納証明書又は添付書類省略に係る同意書（様式第5号）

- (12) 工事見積書（内訳明細の付いたものに限る。）
- (13) 設計図書のうち案内図、配置図、平面図等工事概要がわかる図面
- (14) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により提出しなければならない書類により証明すべき事実を市が保有する公簿により確認できるときは、当該書類の添付を省略させることがある。

（補助金の交付の決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定するものとし、補助金を交付することを決定した場合にあっては、青森市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により、補助金を交付しないことを決定した場合にあっては、青森市木造住宅耐震改修補助事業補助金不交付決定通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第10条 青森市補助金等の交付に関する規則（平成17年青森市規則第62号。以下「規則」という。）第5条の規定による条件は、次に掲げる条件とする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更を行う場合にあっては、青森市木造住宅耐震改修補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第8号）に変更の内容が確認できる書類を添えて、市長に提出してその承認を受けること。ただし、前条に掲げる補助金交付決定通知書に掲げる金額を増額することはできないものとする。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合にあっては、青森市木造住宅耐震改修補助事業変更（中止・廃止）承認申請書を市長に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和9年4月1日から起算して10年間保管しておくこと。
- (5) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- (6) 規則第18条本文の規定により市長の承認を受けないで財産を処分したことにより収入があった場合において、市長が定めるところにより、その収入の全部又は一部を納付すること。

（申請の取下げの期日）

第11条 規則第6条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

（状況報告及び実地調査）

第12条 市長は、補助対象工事の適正を期するため、補助金の交付決定後、必要があると認めるときは、補助対象工事の進捗状況に関し、第8条の補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）、施工業者等に報告を求め、又は実地調査を行うことがある。

2 規則第8条第1項の規定による報告は、青森市木造住宅耐震改修補助事業状況報告書（様式第9号）を提出して行うものとする。

（完了確認）

第13条 補助事業者は、補助対象工事が完了したときは、青森市木造住宅耐震改修補助事業工事完了報告書（様式第10号）を市長に提出し、現場確認を受けるものとする。

2 市長は、前項に規定する現場確認を実施した場合は、その結果を青森市木造住宅耐震改修補助事業工事完了確認通知書（様式第11号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、前条の現場確認を受けた後に、青森市木造住宅耐震改修補助事業完了実績報告書（様式第12号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 工事請負契約書の写し

（2） 工事代金領収書又は請求書の写し

（3） 工事に係る部分を部位ごとに着工前、施工中及び完成の状況を撮影した工事写真

（4） 耐震改修計画のとおり耐震改修工事を行ったことを耐震技術者が証した書類（耐震改修工事の場合に限る。）

（5） 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し（建替工事の場合に限る。）

（6） その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は令和9年2月末日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条の実績報告書等の提出を受けたときは、当該実績報告書等の書類の審査等により交付すべき補助金の額を確定し、青森市木造住宅耐震改修補助事業補助金額確定通知書（様式第13号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による実績報告について、必要があると認めるときは、補助事業者、施工業者等に報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

3 市長は、前項の規定による調査の結果、補助対象工事の実績が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、必要な措置を講ずるよう補助事業者へ指示することがある。

（補助金の交付）

第16条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定した後に交付するものとする。

（補助金の請求）

第17条 補助金の請求は、第15条の通知を受けた後において、青森市木造住宅耐震改修補助事業補助金請求書（様式第14号）を市長に提出して行うものとする。

（処分の制限を受ける期間）

第18条 規則第18条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年3月12日建設省発第74号建設事務次官通知）別表第2に準ずるものとする。

(取扱方法)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、規則の定めるところによる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。
(要綱の一部改正の検討)
- 2 この要綱の実施の日以後において、この要綱に規定する事業の財源となる国、県等の補助金に係る要綱（以下「国県要綱」という。）の制定又は一部改正があったときは、国県要綱の内容を踏まえ、この要綱の見直しを行い、必要な改正を加えるものとする。

青森市長 様

(申請者) 住 所

ふりがな

氏 名

電話番号

青森市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付申請書

青森市木造住宅耐震改修補助事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 申請額

補助対象経費	円	補助金申請額	円
--------	---	--------	---

2 補助対象住宅の概要

所在地	青森市		
所有者	住 所 フリガナ 氏 名		
居住者	住 所 フリガナ 氏 名 所有者との関係 ()		
共有の所有者※	住 所 フリガナ 氏 名 ※共有の所有者がいる場合に記載してください。		
階数・延床面積	木造 建	m ²	建築年月 平成・昭和 年 月

【添付書類】申請者と所有者が異なる場合は工事同意書（様式第2号）を添付してください。

3 施工業者の概要

会社名 代表者		所在地※	青森市
担当者		電 話 F A X	

※本社が市外に所在する場合は市内の支店又は営業所の所在地を記載してください。

【添付書類】代理申請の場合は委任状（様式第3号）を添付してください。

（裏面あり）

(表面から)

4 耐震診断結果

事業者名				実施	年度
耐震診断員名				年度	
上部構造評点	2階 X方向		2階 Y方向		
	1階 X方向		1階 Y方向		
誰でもできるわが家の耐震診断の結果 (建替工事の場合に限る。)			評点 点		
旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な 耐震診断調査票 (建替工事の場合に限る。)			倒壊の危険性 有 ・ 無		

5 工事費用の内容

区 分	金額 (税込)
(A) 耐震改修工事費又は建替工事費	円
(B) 設計費及び工事監理費	円
(C) 耐震改修審査委員会審査手数料等 又は建築確認審査手数料等	円
(D) 補助対象外経費	円
工事費用 総計 (A)+(B)+(C)+(D)	円

6 補助対象経費及び補助金申請額

① 補助対象経費 { (A)+(B)+(C) }

円

② 補助金申請額 補助対象経費×23/100 又は 上限額 100万4千円との低い額

①	円	×	23/100	÷	,000 円	又は 上限額との 低い額	1,172,000 円
(千円未満切り捨て)							

③ 補助金申請額

円

7 工事予定期間

工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
--------	---------------

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

（申請者） 様

（所有者）住 所
氏 名
申請者との関係

工事同意書

私は、下記住宅の耐震改修工事又は建替工事を行うこと及び青森市木造住宅耐震改修補助事業の補助金交付申請をすることに同意します。

記

住 宅 の 所 在	
所有者・持ち分等	
主 な 工 事 内 容	耐震改修 ・ 建替え (上記のいずれかを丸で囲んでください。)

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

青森市長 様

（申請者）住 所
氏 名 印

委任状

私は、

（代理人の勤務先名）

（代理人の勤務先住所）

（代理人の氏名）

（代理人の電話番号）

を代理人と定め、下記に関する一切の権限を委任します。

記

委任事項

青森市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付申請に関する一切の手續

青森市長 様

(申請者) 住 所
氏 名

各種公的支給や補助申請に関する申出書

青森市木造住宅耐震改修補助事業の補助金交付申請に当たり、各種公的支給や補助の申請（予定）の有無について次のとおり申し出ます。

番号	公的支給や補助の区分	申請（予定）	
		有	無
1	介護保険法（住宅改修費）の支給	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	工事内容		
2	障害者自立支援法（住宅改修費）の給費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	工事内容		
3	その他、国等の補助金交付等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	補助名称		
	工事内容		
4	その他、青森市等の補助金交付等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	補助名称		
	工事内容		

記入方法等

- 1) 申請（予定）の有無について□のいずれかにチェック
- 2) 「有」の場合は、工事内容欄等に内容を記載

添付書類省略に係る同意書

（注意事項）

1. 太枠内に必要事項を記載して下さい。
2. □は該当する箇所にレ印を記入して下さい。

サービス名	青森市木造住宅耐震改修補助事業補助金
-------	--------------------


		年 月 日
申請者 （上記サービス を受ける方）	住所	
	フリガナ	
	氏名	
窓口においでの方 （窓口においで の方が、申請者 ご本人でない場 合にご記入くだ さい。）	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	申請者との関係	

私は、上記のサービスの提供を受けるにあたり、添付書類により証明すべき事実を市が保有する公簿によって確認することに同意いたします。

確認する公募	対象年度	確認手法
		確認年月日
<input type="checkbox"/> 「戸籍謄本・抄本」に関するもの	本籍： 筆頭者：	公用請求・端末 年 月 日
<input type="checkbox"/> 「住民票の写し」に関するもの	世帯主：	公用請求・端末 年 月 日
<input type="checkbox"/> 「外国人登録原票記載事項証明書」に関するもの		公用請求・端末 年 月 日
<input type="checkbox"/> 「所得証明書」に関するもの	対象年度：	公用請求・端末 年 月 日
<input type="checkbox"/> 「課税証明書」に関するもの	対象年度：	公用請求・端末 年 月 日
<input type="checkbox"/> 「所得・課税証明書」に関するもの	対象年度：	公用請求・端末 年 月 日
<input type="checkbox"/> 「資産証明書」に関するもの	対象年度： 所有者名： 資産所在地番：	公用請求・端末 年 月 日
<input checked="" type="checkbox"/> 「完納証明書」に関するもの		公用請求・端末 年 月 日

様

青森市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付決定通知書

青森市長 

年 月 日付で申請のあった青森市木造住宅耐震改修補助事業補助金について交付することに決定したので、青森市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり通知します。

交付決定金額	金 円
交 付 条 件	<p>(1) 補助金の交付の対象となる事業の内容の変更する場合は、市長にその承認を受けること。</p> <p>(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長にその承認を受けること。</p> <p>(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。</p> <p>(4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付決定の日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 10 年間保管しておくこと。</p> <p>(5) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。</p> <p>(6) 青森市補助金等の交付に関する規則第 18 条本文の規定により市長の承認を受けないで、財産を処分したことにより収入があった場合において、市長が定めるところにより、その収入の全部又は一部を納付すること。</p>

様式第7号（第9条関係）

青市指令 第 号
年 月 日

様

青森市木造住宅耐震改修補助事業補助金不交付決定通知書

青森市長 印

年 月 日付で申請のあった青森市木造住宅耐震改修補助事業補助金について、下記の理由により交付しないことを決定したので、青森市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり通知します。

不 交 付 理 由	
-----------	--

青森市長 様

住 所

氏 名

青森市木造住宅耐震改修補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け青市指令 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた青森市木造住宅耐震改修補助事業について下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、青森市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付要綱第10条の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容

※青森市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付決定通知書（様式第6号）で交付決定を受けた金額を増額することはできません。

青森市長 様

住 所

氏 名

青森市木造住宅耐震改修補助事業状況報告書

年 月 日付け青市指令 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた青森市木造住宅耐震改修補助事業の状況について、青森市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により報告します。

1 事業の進捗状況

事業項目	補助対象事業費 (A)	事業進捗状況		備 考
		出来高 (B)	進捗率 (B) / (A)	
合計				

2 事業変更の見込み

事業計画の変更	あり・なし
補助金額の変更	あり・なし

様式第10号（第13条関係）

年 月 日

青森市長 様

住 所
氏 名

青森市木造住宅耐震改修補助事業工事完了報告書

年 月 日付け青市指令 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた
青森市木造住宅耐震改修補助事業に係る工事が下記のとおり完了したので報告します。

記


工事完了年月日： 年 月 日

所在地： 青森市

様式第11号（第13条関係）

青市指令 第 号
年 月 日

様

青森市長 

青森市木造住宅耐震改修補助事業工事完了確認通知書

年 月 日付けで報告のあった下記工事について、完了を確認したので通知
します。

記

1. 交付決定通知番号

2. 完了確認年月日 : 年 月 日

3. 備考

様式第12号（第14条関係）

年 月 日

青森市長 様

住 所

氏 名

青森市木造住宅耐震改修補助事業完了実績報告書


年 月 日付け青市指令 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた青森市木造住宅耐震改修補助事業が完了したので、青森市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

様式第13号（第15条関係）

青市指令 第 号
年 月 日

様

青森市長 

青森市木造住宅耐震改修補助事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった青森市木造住宅耐震改修補助事業補助金についてその交付額を確定したので、青森市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付要綱第15条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

交付確定金額	金 円
--------	-----

様式第14号（第17条関係）

年 月 日

青森市長 様

住 所

氏 名

印

青森市木造住宅耐震改修補助事業補助金請求書

一金

円

ただし、年 月 日付け青市指令 第 号で交付決定の通知を受けた
青森市木造住宅耐震改修補助事業補助金として、上記の金額を請求します。